**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（不動産特定共同事業法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令の廃止）

**第二条**　不動産特定共同事業法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（令和三年内閣府・国土交通省令第六号）は、廃止する。

（経過措置）

**第三条**　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている身分証明書は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# デジタル庁令・省令

**○デジタル庁・総務省令第二号**

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定めるデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁令・総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （令第二号のデジタル庁令・総務省令で定める事務）<br>**第二条**　令第二号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。<br>一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項から第三項まで又は第五十六条第六項若しくは第七項の規定による保育の実施に関する事務<br>［二　略］ | （令第二号のデジタル庁令・総務省令で定める事務）<br>**第二条**　令第二号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。<br>一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項から第三項まで又は第五十六条第七項若しくは第八項の規定による保育の実施に関する事務<br>［二　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この命令は、令和六年四月一日から施行する。

# 復興庁令

**○復興庁令第一号**

復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）及び復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）を実施するため、復興庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

復興庁組織規則の一部を改正する庁令

復興庁組織規則（平成二十四年復興庁令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「四人」を「三人」に改める。

**附　則**

この庁令は、令和六年四月一日から施行する。